

次世代金融勉強会(第6回)議事要旨

〔 開催日: 2023年3月14日
開催方式: ハイブリッド開催 〕

プレゼンターから資料に基づいて説明が行われた後、主に play-to-earn と賭博罪の関係や、会計問題の動向などに関し議論が行われた。参加者からの主な意見等は以下のとおり。

- ・ play-to-earn について、賭博罪との関係はどう考えるべきか。
- ・ play-to-earn については、(ゲーム内のバトルに勝利した場合等に)当該ゲーム独自のトークンやキャラクターがプレイヤーに与えられたり、複数のキャラクターを合成して新しいキャラクターが作られたりすることがあり、それらの付与のされ方が偶然によって価値(価格)の高いものであったり、安いものであったりする場合には賭博罪が問題になるのではないかとの議論がかねてからある。
ただ、それらの独自トークンやキャラクターの価値評価は受け手によって様々で客観的な評価があるわけではない。仮に、当該ゲームのプレイヤーたちがゲームの外側で独自トークンやキャラクターの売買を行っていたとしても、世間一般に通じる評価とは必ずしも言えない。そうしたいわば価値観、価格の評価が定まらない様々なトークンやキャラクターが、ゲームのアルゴリズムによってプレイヤーに対して様々な付与のされ方をしているとしても、賭博罪には当たらない、という見解が有力な刑法学者によって近年示された。また、それを受けて、業界団体のガイドラインも整備されており、設計や運用の仕方に気を付ければ賭博罪への抵触が回避できる可能性が高くなってきている。
- ・ 偶然性と得喪との観点から判断すべき問題だが、社会的な常識にかなり影響を受け、判断が分かれる問題。
- ・ 起業家が起業の初期に発行し、保持するトークン等について、税制や会計の面でも様々な問題があるという話であったが、会計士協会の取組みや自民党のデジタル社会推進本部・web3PT の動向についてはいかがか。
- ・ 会計士協会では IEO の売上・負債認識に関する会計基準の議論が進んでおり、法的整理を前提に検討が進むとの感触がある。自民党デジタル社会本部の web3PT は、これまでも関係省庁を促して積極的な改善策を講じさせており、今

後も期待できる。

以 上